

○副議長（小堺仁七君）

以上で質疑を終わります。

○四番（村野武男君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百九号については、討論を省略し委員、会報告どおり可決されんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

お諮りいたします。

ただいま村野武男君から本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

御異議なしと認めます。よって議案第百九号は委員会審査報告のとおり可決されました。

○副議長（小堺仁七君）

日程第九議案第百十号昭和五十二年度福生市受託水道

事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を

願います。

（厚生委員長 川室清一君 登壇）

○厚生委員長（川室清一君）

議案第百十号昭和五十二年度福生市受託水道事業会

計補正予算（第一号）の審査結果について補足説明を申し上げます。

（議案審査報告書朗読省略 別添参照）

冒頭、担当所長より説明を受けた後質疑に入りました。

東京都に委託にわたる計画どおり業務が進められているか。

業務費中超過勤務手当百万円の減について、配水費の淨配水動力費の減について、また、トン当たりの動力費はどのくらいかとの質疑に対して、一元化は二十二区との格差を是正するという目的で始められたことであるし、徐々に解決の方向に向かっているので、一般市民が一元化によって受けるメリットはかなり大きいのではないかと思います。また、われわれの要求も八分どおりは認められるので、ある程度は満足ではないかと考えている。超過勤務手当の減は、前は当初予算に職員の手当のアップ分は見込んでいないので、人件費の動向などに対しては何かの職員手当の方に組みかえていくということである。動力費の減は、本年度当初は六百二十万トンくらいの

配水量を予想していたが、基地配水がほとんど使われなかったこと、また、当初積算は各町町村の平均であるため、実際とは若干差があるので三十万トンほど減るのではないかと予測したための減である。トントン当たりの単価は七円三十八銭くらいである等の質疑応答があり、全員異議なく原案ごおり可決すべきものと決定した次第であります。

慎重御審議の上、当委員会決定ごおり御可決くださいますようお願いしまして説明を終わります。

○副議長（小堺仁七君）

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

以上で質疑を終わります。

○四番（村野武男君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十号については、討論を省略し委員会報告ごおり可決されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

副議長（小堺仁七君）

お諮りいたします。

ただいま村野武男君から本案は委員会審査報告のごおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のごおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

御異議なしと認めます。よって議案第百十号は委員

会審査報告のごおり可決されました。

○副議長（小堺仁七君）

次に日程第十議案第百十一号昭和五十一年度福生市一

般会計決算認定についてを議題といたします。

○四番（村野武男君）

この際動議を提出いたします。

本案についてはすでに全員の特別委員会でも十分審査されておりますので、委員長の報告及び質疑を省略されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

お諮りいたします。

ただいま村野武男君から本案は委員長報告及び質疑を省略されたい旨

の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○副議長(小堺仁士君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長の報告及び質疑を省略することに決定いたしました。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。  
討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者二番松山清君。

(二番 松山 清君登壇)

○二番(松山 清君) 議案第百十一号昭和五十一年度福生市一般会計決算認定について反対討論をいたします。

地方自治体が長期にわたり財政危機に見舞われる一方、市民においては不況とインフレの進行に伴い、多くの住民要求が地方自治体に寄せられているにもかかわらず、財政危機のもとでこれにたえられずにいるとき、政府においては、原因が人件費が高いとか、福祉ばらまき施策にあると攻撃し、不当な干渉と介入、地方行政への圧迫の一層の強化を図ってきたのが、五十一年度を通じて

ての政府の地方自治体に対する基本的な姿勢でありました。しかし、残念ながら五十一年度を通じて、石川市長がこうした政府の攻撃に敢然と立ち向かって市民の暮らしを守る施策を前進する立場に立つことができなかったと言わざるを得ません。施政方針演説で超過負担や財政制度の問題などの改革を国や都に強く申し入れていくと述べておりましたが、これがどのように行動に移されたのかとの私の決算審査特別委員会での質問にすら満足な回答もすることができず、全く実行に移していないことを裏付けたわけでありますが、ここに見られるように、政府に対して何ら攻撃や問題点の解決を迫る態度は見ることができません。

一方、政府の方針に対してはどうだったでしょうか。やはり施政方針演説で、福祉政策はどこから見ても必要である部分には強力に行うと述べられておりましたが、当初予算から始まって数次の補正においてもこの言葉は忘れられたごく全く見受けられませんでしたし、国民健康保険会計への繰り出しを惜しんで二年連続の値上げや、父母の声を全く聞かずに保育料の値上げ、また手数料の値上げなど、政府の方針に忠実に従ってきた一年だ

と言います。「財政戦争」という言葉が生まれているように、政府に自治体ぐるみで迫っていく、これがいま市民の暮らしを守る最優先の地方自治体に求められている大きな任務ではないでしょうか。このような立場は見つけないとも見当たりません。

次に、今会計決算の中で特に指摘しておかなければならない大きな問題の一つとして、わが党議員団が常に問題提起をし、実態調査をすることをお願い続け、ついに、父母と党議員団の指摘で明るみに出ました杉の子保育園の不正問題であります。先ほども述べたように、保育料の値上げに当たっては父母の声を全く聞くことなく一方的に値上げをすることにも見られるように、きわめて非民主的な態度と、石川市長の長年にわたる福祉軽視の政治姿勢、また、民間保育園に依存する安上がりな保育行政の結果が、この問題が起きた一つの背景としてあることを私は指摘しておきたいと思っております。今後二度と同じような問題を起さないために保育行政、また福祉行政を重視されることを強く望むことを申し添えておきます。

次に、当決算は補正において都市施設整備基金へ一億百五十万五千円を積

み立てても、なおかつ実質収支において二億五千四百六十三万一千円の黒字となり、また経常収支比率においても四十九年度の八八・九％、五十年年度の八九・二％から五十一年度は七九・九％と大きく下がります。これは、とりも直さず地方財政危機に名を借りた住民要求の切り捨て、また人件費の抑え込みによる結果の反映でもあります。

言うまでもなくインフレと不況で生活困難な人々への温かい施策の前進や教育の内容向上などの施策に一定の支出が可能であったことは明らかです。また五十一年度決算において市税の徴収率が担当職員の努力により前年度比〇・九％向上しましたが、結果的にはこのような努力が歳出において市民要求の施策実施への財源に結びつかず残されてしまうのでは努力が報われない結果となって終わってしまうことも指摘せざるを得ません。

最後に、年間を通じてその大半を陳情等と称して市役所を留守にし、市民の面会等にもこたえない石川市長のもとでも、各職員の皆さんがそれぞれの担当部門において一定の市民要求をくみ取って行政を進められることに努力をされたこととは思いますが、私は、先ほども申し上げま

議百六 議百七 議百八 議百九 議百十 議百十一 反対討論 (松山) 賛成討論 (平井田) 議百五

したような点から見ても、とうていこの五十一年度福生市一般会計決算認定を認めることができません。

以上はなほだ簡単ではありますがありますが、私の反対討論といたします。

○副議長(小堺仁七君)

次に賛成者五番 木村治男君。

(五番 木村治男君登壇)

○五番(木村治男君)

議案第百十一号に対する賛成討論を行います。

顧みますと昭和五十一年度の経済状況は、四十八年暮れのオイルショック以来、低経済成長路線への移行を余儀なくされ、停滞化が予測され、地方自治体の運営そのものも財政危機の叫ばれる中で、どう乗り越えていくか、さきめて厳しい年であったと思います。

市長は、施政方針の中で、いたづらに財政危機を嘆くことなく、五十一年度は市民とともに過去の慣習や情性を払拭し、新しい観念に立った行政運営のあり方を考えていかねばならない重要な年であり、有限な財源をより効率的に生かすためには、冗費の節減を図ることも徹底した経費の重点配分により、将来への展望を開くべきであり、内在するむだやたるみは徹

底的に洗い直し、改善を図りたい旨の発言がなされたわけであります。

五十一年度決算を見るときに、単年度収支で一億四千四百一十一万四千円の黒字ということは、とりも直さず、この考え方が全職員に理解され、懸命な努力の結果であり、かつ都市施設整備基金に一億三百八十八万四千九百九十一円を積み立て、将来に備えたことは、自主財源の乏しい当市にとってまさに懸命の策であり、四万七千市民がひとしく望むところであります。また、経常収支比率も七九・九%と二十六市中低い方から六番目と財政構造にも弾力性が見られるようになってまいりました。歳入にあっては前年度に比較して十五億四千八百五十四万七千円の増加であり、とりわけ地方交付税の四五・六%の増と、国有提供施設等所在市町村助成交付金等の五四・四四%の伸び率は、まさしく基地所在市としての補助金獲得に奔走した結果のあらわれであり、歳入決算額を市民一人当たり三十三万三千三百一十一円であり、これに対して歳入決算額では一人当たり十八万二千七百七十七円であり、この数字こそ努力の結晶であると思います。

歳出にあつては、前年度に比較して十四億一千八百五十三万三千円の増であり、その執行状況は総体で九七・〇七%と、前年度に比べ二・二五%の増加となつており、執行率はきわめて良好でもあります。

地方公共団体は、住民の福祉増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるように、また、組織及び運営の合理化に努めるように地方自治法第二條第十三項及び十四項で規定されておりますが、まことに五十一年度は合理化に努めた結果であり、五十一年度に限らず、今後市民の期待に沿うような高水準の行政運営を推進されるよう願うものであります。

総括的に見て、昭和五十一年度決算は、厳しい経済情勢の中にもかかわらず、市民福祉に徹した決算であり、本決算は認定すべきであると断言して賛成討論いたしますものであります。

以上です。(拍手)

○副議長(小堺仁士君)

以上で討論を終わります。

これより議案第百十一号について起立により採決いたします。

本案について各員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(小堺仁士君)

起立多数であります。よつて議案第百十一号は各員会審査報告のとおり認定されました。

○副議長(小堺仁士君)

次に日程第十一から日程第十四までの四案を一括して上程いたします。

定について

日程第十一議案第百十二号昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計決算認

定 日程第十二議案第百十三号昭和五十一年度福生市福生郡市計画事業福生土地

画整理事業会計決算認定について

日程第十三議案第百十四号昭和五十一年度福生市下水道事業会計決算認定に

つて

日程第十四議案第百十五号昭和五十一年度福生市受託水道事業会計決算認定

について

以上四議案を一括して議題といたします。

本四議案については厚生及び建設委員会に審査を付託してありますので、順次委員長から報告を願います。まず厚生委員長川窪清一君。

(厚生委員長 川窪清一君登壇)

○厚生委員長(川窪清一君)

議案第百十二号昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についての審査結果の補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

冒頭に理事者の説明を受けて質疑に入りました。

滞納繰り越しの未収金の徴収見通しについて、滞納金の金額別内訳の質疑に対して、徴収については現在税務課でやっているが、税金の徴収率はいいが国保の収納率は余りよくない、ので、来年四月から国保係の方で収納するようにして人員をふやすなど、徴収の面について力を入れていきたい。滞納繰り越しの金額の内訳は二万円以上が百七件、一万円から二万円が百六十五件、一万円以下が五百八十件である。次いで国庫補助金が五百万円余り来ていたが、来ない分

に対する運動について、また、二・九%の保険料の引き上げをしないで国庫補助が一〇%いったと仮定したときの収支決算についての答弁は、国庫補助金については全額が欲しいと毎年のように請願しているが、予算の範囲内ということであり、医療費の伸び等によって一〇%獲得はむずかしい。五十一年度の二・九%の引き上げをしない、歳入の面で言えば保険料が三千七百九十万円程度の不足が生じるので、今回の国から来なかった五百万円ぐらいふえても赤字になる。医療費がどんどん伸びているので計算はむずかしい。次いで、健康家庭は五十年度と比較してどうかに対して、健康家庭は昨年より十八件増の二百八十八件であるとの答弁。高額医療者となった件数については、高額療養費は九百九十二件である。徴収員に頼んだ収納率はどのくらいのか質疑に対して、徴収を頼んだ場合の収納率は一〇%であり、長い間お願ひしてきているので当分の間は続けていきたいとの答弁あり。次いで、延滞金は取る考えはないかに対して、延滞金は今まで取っていないが二十四円以上のものは取るようになってるので、今後は取る覚悟である。また、保健施設の利用者が少ないが、今後の考えを聞きたいの質疑に対して、保健施設については年に二、三回広報等でPRしているが、場所的に関係

もあり利用者が少ないと思う。今後は利用者のアンケートを取ってその結果により考えたい等の活発な質疑応答がありました。

最後に、認定は賛成と反対の意見があり、起立採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

慎重御審議の上、委員会決定どおり御認定くださいますようお願いしまして説明を終わります。

続いて議案第百十五号昭和五十一年度福生市受託水道事業会計決算認定についての審査結果について補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

冒頭に担当所長より五十一年度の概況及び決算内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

都からの受託水道事業収入は年四回ぐらゐに分けて来るのか、有収率は昨年に比べてどうか、職員数は委託される以前と変わっていないのか、また今後の拡張に伴ってそれでやっていけるかどうか等の質疑に対して、都からの収入は四半期ごとに執行予定額を出して、それに基づいて都から収入役の方に送金されてく

る。有収率は五十年度九一・八%で、五十一年度は二二%下がった八九・六%となっているが、これは二十四市町村中三、四番目にランクされている。市町村平均は八三・三%で、二十三区平均は七五・六%である。職員数については公営企業で独立採算性ということからも人員増加は委託されてからもほとんど認めないようである。今後市民サービスが低下するということがない限り、原則として統合当時の人員でいくということである等の答弁があり、全員異議なく原案を認定すべきものと決定した次第であります。

慎重御審議の上、委員会決定どおり御認定くださいますようお願いしまして説明を終わります。

○副議長(小堺仁七君) 続いて建設委員長高波忠君。

(建設委員長 高波 忠君登壇)

○建設委員長(高波 忠君) 御指名でございますので報告させていただきます。

ただいま一括議題となりました議案第百十三号及び議案第百十四号について報告させていただきます。

まづ議案第百十三号について申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本会計の五十一年度決算は、歳入で二億九千八百万円余、歳出では二億八千七百万円余、差し引き約一千四十万円の残となったものであります。

理事者より説明を受けた後質疑に入り、保留地処分金が予算額より多くなった理由、加美平地区の訴訟和解はいつできたのか、また東口の区画整理事業の進展状況はどうか等の活発な質疑が交わされました。

これに対しまして、当初予算時点において約五千二百万円程度の処分を予想したが、実際に処分をしたのが九百二十六・九平方メートルで、予定より処分面積が多かったためである。和解については、市側と関係者側が十二月十日に覚書を取り交し、最終と思われる十二月二十日の裁判において無条件で取り下げることになっている。東口区画整理事業は、年度内には駅前にあるアパートも移転ができるよう交渉中であるが、関係者から、できれば暖かくなつてからにしてほしいとの意向も出されている。不動専内を通る道路も今年度中には決めたいと思っている。また、西友ストアまでの駅前広場も整備したいと考えており、そのため富士見町商店街に貸している駐車場も撤去しなければならぬと思つてい

る。また、加美平問題でいろいろ和解の労を取ってくださった三氏に対する感謝の考え方や、不動専内の本七会館問題についても意見がありました。本決算は全員一致で認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会決定どおり御認定くださいますようお願いいたします。報告といたします。

続きまして議案第百十四号について御報告申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

五十一年度の下水道事業会計の決算は、歳入で八億一千百七十四万二千余円で、歳出では五十一年度事業費を含め七億九千六百八十三万八千余円で、最終的には五十二年度に約一千五百万円の残となったわけで、当初において三億円の工事を見込み、約五億二千万円の工事ができたということ、さらに多摩河原区画整理地区の公共下水道に対する受益者負担金として一億五百万円が入り、変更して八百ミリ管を埋設したのである。

このような説明があり、さらに委員中より、下水管敷設後の埋め戻し工事が悪いので十分監督してほしいとの意見が出されました。

採決の結果、全員一致で本決算は認定すべきものと決定した次第でござります。

何とぞ、当委員会決定ごおり御認定くださいますようお願いいたしますし、報告を終わります。

○副議長(小堺仁七君)

以上で各委員長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

以上で質疑を終わります。

この際議案第百十二号に対して討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。一番原敏子君。

(一番 原 敏子君登壇)

○一番(原 敏子君)

議案第百十二号昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について反対討論を行います。

五十一年度決算は予算現額六億五千五百七千円に対して、歳入は六億一千七百五十三万八千円、歳出は五億九千三百七十七万八千円で、歳入歳出の差引額は二千三百七十六万円となっております。決算額を前年に比較して見ますと、歳入一億六千二百五十八万五千円、三五・七四%、歳出一億四千六百六十五万二千円、三・八%の増減が認められます。単年度収支は一億九百九十三万三千円の黒字となっております。しかし、福生市国民健康保険事業は、昭和五十一年度においても二・九%の値上げをし、二年連続の保険料の値上げで市民生活はますます圧迫されてきています。昭和五十一年度の予算当初においては、保険料率が前年のままだと約三千七百万円の赤字と言われていました。この決算で繰越額が二千三百七十六万円あり、国庫補助金の高額療養費補助金の超過負担を解消すると約五百万円の歳入です。これを差し引きしますと約八百三十万円の赤字で済みます。その赤字分を一般会計からの繰入金を増額すれば五十一年度は保険料の値上げをしなくても済んだと私は考えます。三多摩二十六市の繰入金は、平均で六千二百二十五万七千円となっております。